

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）	1
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）	27
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）（第三条関係）	41
○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第四条関係）	43
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第五条関係）	49
○道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄）（第六条関係）	50
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第七条関係）	54
○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百四号）（抄）（第八条関係）	55
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）（第九条関係）	56
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第三条関係）	57
○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第四条関係）	59
○山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）（抄）（附則第五条関係）	60
○豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）（抄）（附則第六条関係）	61
○半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）（抄）（附則第七条関係）	62
○過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）（抄）（附則第八条関係）	63
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（附則第九条関係）	64
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（附則第十条関係）	65
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（附則第十一条関係）	66
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第十二条関係）	68
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）（抄）（附則第十三条関係）	69
○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）（附則第十四条関係）	70

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第三十四条の三―第四十一条） 附則</p> <p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理） 第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第四号まで及び第六号から第十四号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つてゐる区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 法第三十九条の九の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>十一（略）</p> <p>十二 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p> <p>十三（略）</p> <p>十四 道路の占用に係る事項について法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。</p> <p>十五 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十九条（同項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料の納付を督促し、並びに当該占用料並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金を徴収すること。</p> <p>2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第三十四条の三―第三十九条） 附則</p> <p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理） 第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つてゐる区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十（略）</p> <p>十一 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。</p> <p>十二（略）</p> <p>十三 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料の納付を督促し、並びに当該占用料並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金を徴収すること。</p> <p>2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分</p>

に限る。)及び第十一号から第十三号までに掲げる権限(道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なくと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。)を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)

第一条の三 (略)

2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。)について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。

一・二 (略)

三 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

四 (略)

(管理の特例の場合の読替規定)

第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句 (法第十七条第一項の場合)	読み替える字句 (法第十七条第二項の場合)
第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第四項及び第五項	都道府県	指定市	指定市以外の市

に限る。)及び第十号から第十二号までに掲げる権限(道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なくと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。)を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)

第一条の三 (略)

2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。)について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。

一・二 (略)

三 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

四 (略)

(管理の特例の場合の読替規定)

第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句 (法第十七条第一項の場合)	読み替える字句 (法第十七条第二項の場合)
第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項	都道府県	指定市	指定市以外の市

2 法第十七条第三項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(略)	第十七条第六項、第二十五条第一項、第四十八条の十、九第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	(略)	都道府県又は	指定市又は	指定市以外の市又は
	(略)	他の都道府県	(略)	都道府県	(略)	都道府県
	(略)	当該国道の所在する都道府県	(略)	当該国道の所在する指定市	(略)	指定市以外の市で当該国道の所在するもの
	(略)	国道の所在する都道府県	(略)	指定市及び関係都道府県	(略)	指定市以外の市及び関係都道府県

2 法第十七条第三項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(略)	第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	(略)	都道府県又は	指定市又は	指定市以外の市又は
	(略)	他の都道府県	(略)	都道府県	(略)	都道府県
	(略)	当該国道の所在する都道府県	(略)	当該国道の所在する指定市	(略)	指定市以外の市で当該国道の所在するもの
	(略)	国道の所在する都道府県	(略)	指定市及び関係都道府県	(略)	指定市以外の市及び関係都道府県

第二十一条、第二十二 条第一項、第二十二 条の二、第二十三 条第一項、第二十四 条、第二十四条の二 第一項及び第三項、 第二十四条の三、第 二十八条の二第一項 、第三十二条、第三 十三条第一項、第三 十四条から第三十六 条まで、第三十八 条、第三十九条第一 項、第三十九条の二 第一項、第三十九 条の四、第三十九 条の五第一項、第三十	(略)	読み替える規定	道路管理者	(略)	読み替えられる字句	道路管理者等	(略)	読み替える字句
3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。			(略)	第十七条第六項、第二十五 条第一項、第 四十八条の十九第一 項、第五十一条、第 九十条第一項、第九 十六 条第二項	(略)	都道府県又は	(略)	町村又は

第二十一条、第二十 二条第一項、第二十 二条の二、第二十三 条第一項、第二十四 条、第二十四条の二 第一項及び第三項、 第二十四条の三、第 二十八条の二第一項 、第三十二条、第三 十三条第一項、第三 十四条から第三十六 条まで、第三十八 条、第三十九条第一 項、第三十九条の二 第一項、第三十九 条の四、第三十九 条の五第一項、第三十	(略)	読み替える規定	道路管理者	(略)	読み替えられる字句	道路管理者等	(略)	読み替える字句
3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。			(略)	第十七条第六項、第 二十五条第一項、第 五十一条、第九十 条 第一項、第九十六 条 第二項	(略)	都道府県又は	(略)	町村又は

九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八條の二十三第一項及び第三項、第四十八條の二十四、第四十八條の二十五第一項から第三項まで、第四十八條の二十六から第四十八條の二十八まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九條第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五

九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八條の二十第一項及び第三項、第四十八條の二十一、第四十八條の二十二第一項から第三項まで、第四十八條の二十三から第四十八條の二十五まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第

第五十条第七項		第五十条第六項	第五十条第六項及び第七項、第五十三條第二項	(略)	第四十八條の二十一第一項及び第三項	(略)	項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
関係都道府県	府県 国道の所在する都道	都道府県 当該国道の所在する	他の都道府県	(略)	、利便施設協定を	(略)	
当該指定市以外の市町村及び関係都道府	の 指定市以外の市町村 で国道の所在するも	るもの 指定市以外の市町村 で当該国道の所在す	都道府県	(略)	、道路管理者等が利 便施設協定を	(略)	

第五十条第五項		第五十条第四項	第五十条第四項及び第五項、第五十三條第二項	(略)	第四十八條の十八第一項及び第三項	(略)	三項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
関係都道府県	府県 国道の所在する都道	都道府県 当該国道の所在する	他の都道府県	(略)	、利便施設協定を	(略)	
当該指定市以外の市町村及び関係都道府	の 指定市以外の市町村 で国道の所在するも	るもの 指定市以外の市町村 で当該国道の所在す	都道府県	(略)	、道路管理者等が利 便施設協定を	(略)	

4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	県
(略)	(略)	(略)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一条、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第二項、第四十七條第三項	道路管理者	道路管理者等

4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	県
(略)	(略)	(略)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十條第二項、第四十一条、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第二項、第四十七條第三項	道路管理者	道路管理者等

<p>三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>	(略)	(略)
<p>第四十八條の二十一第一項及び第三項</p>	<p>(略)</p>	<p>、利便施設協定を 、道路管理者等が利便施設協定を</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

5 法第四十八條の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九條まで、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>	(略)	(略)
<p>第四十八條の十八第一項及び第三項</p>	<p>(略)</p>	<p>、利便施設協定を 、道路管理者等が利便施設協定を</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(新設)

読み替える規定	第二条第二項第二号、第六号及び第七号	第十八条第一項	第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十
読み替えられる字句	道路管理者	第十六条又は 道路管理者」という	決定して 道路管理者
読み替える字句	道路管理者又は国土交通大臣	第十六条若しくは道路管理者」という。又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）	決定し、道路管理者は 道路管理者等

<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>第三十九条の二第一項</p>	<p>一条、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十第一項、第四十八條の二十七、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>
<p>道路管理者（市町村である道路管理者を</p>	<p>道路管理者は</p>	
<p>町村である道路管理者等（市</p>	<p>道路管理者等は</p>	

	除く。)	理者を除く。)
第三十九条の二第七項	入札占用指針	道路管理者等が入札占用指針
第三十九条の五第二項	道路管理者は、	道路管理者は、道路管理者等が
第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。)は同項	第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項
第四十七条の二第二項及び第三項	の道路管理者	の道路管理者又は国土交通大臣
第四十七条の五第一項	道路管理者は、第四十六条第一項	第四十六条第一項
	場合においては	道路管理者等は
	、道路管理者	、道路管理者等
第四十七条の八第二項	協定を	道路管理者等が協定を
第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
第四十八条の二十一	、便利施設協定を	、道路管理者等が

第一項及び第三項		利便施設協定を
第五十四条の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者

(国土交通大臣の行う工事等の告示)

第二条 国土交通大臣は、次に掲げる工事等（工事又は維持をいう。以下同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事等の区間、工事の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならない。

一 法第十二条本文の規定による国道（指定区間外の国道に限る。）の新設又は改築に関する工事

二 法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築又は法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事

三 法第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事

四 法第十七条第六項の規定による都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事

五 法第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事

2 国土交通大臣は、前項の工事等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその旨を告示しなければならない。

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車（以下単に「原動機付自転車」という

(国土交通大臣の行う工事の告示)

第二条 国土交通大臣は、法第十二条本文の規定による国道（指定区間外の国道に限る。）の新設若しくは改築、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県若しくは指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築若しくは法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事、同条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事又は法第十七条第六項の規定による都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、前項の規定に準じてその旨を告示しなければならない。

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車（以下単に「原動機付自転車」という

。を含む。次条及び第四十一条第二項第八号において同じ。）又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合において、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 一十四 (略)

十五 法第三十九条の九(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十六 一二十三 (略)

二十四 法第四十八条の二十第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。

二十五 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認(道路に関する工事の施行に係るものに限る。))又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

二十六 一三十二 (略)

三十三 法第七十二条の二第一項又は第二項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

三十四 一三十九 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示

。を含む。次条及び第三十九条第二項第六号において同じ。)又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合において、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 一十四 (略)

十五 一二十二 (略)

二十三 法第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。

二十四 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認(道路に関する工事の施行に係るものに限る。))又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

二十五 一三十一 (略)

三十二 法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

三十三 一三十八 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二十九号及び第三十号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示

しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十号まで、第十一号（法第三十九條の二第一項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）第十二号から第十六号まで、第十八号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号に掲げる権限

二（四）（略）

五 法第二十四條の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九條（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四條の二第七項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八條から第六十二條までの規定に基づく負担金（第十六号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六（九）（略）

十 法第四十八條の二十三第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。

十一 法第四十八條の二十五第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十二 法第四十八條の二十六の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

十三 法第四十八條の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四條本文の規定による承認（道路の維持の施行に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

十四 法第七十一條第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一條第三項前段（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四條の規定並びに法第三十二條第一項及び第三項、第三十四條、第三十五條、第三十六條第一項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項、第三十九條の

なければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十号まで、第十一号（法第三十九條の二第一項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）第十二号から第十五号まで、第十七号、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第三十号まで、第三十三号及び第三十四号に掲げる権限

二（四）（略）

五 法第二十四條の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九條（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四條の二第七項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八條から第六十二條までの規定に基づく負担金（第十五号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六（九）（略）

十 法第四十八條の二十第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。

十一 法第四十八條の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十二 法第四十八條の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

十三 法第四十八條の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四條本文の規定による承認（道路の維持の施行に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

十四 法第七十一條第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一條第三項前段（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四條の規定並びに法第三十二條第一項及び第三項、第三十四條、第三十五條、第三十六條第一項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項並びに第四十條

九並びに第四十条第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。

十五 法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

十六（略）

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十九号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第四項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるものの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一（略）

四 法第四十七条の八第二項又は第四十八条の二十一第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五（略）

第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。

十五（略）

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十九号及び第三十号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十八号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第四項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるものの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一（略）

四 法第四十七条の八第二項又は第四十八条の十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五（略）

第五條の二 法第四十八條の十九第二項の規定により国土交通大臣が

道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならぬ。

一 第四條第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二 第四條の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三 法第九十五條の二第二項（法第四十六條第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき並びに法第九十五條の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同條第二項

（法第四十八條の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六條第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 | 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二條第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同條第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四條第一項第三十号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六條 国土交通大臣は、法第二十七條第一項若しくは第三項又は第四十八條の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七條の八第一項又は第四十八條の二十第一項又は第四十八條の二十第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 指定市以外の市町村は、法第二十七條第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七條の八第一項若しくは第四十八條の二十第一項の規定による協定を締結し、法第二十八條の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八條の二十第三項の規定による指定若しくは法第四十八條の二十五第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路

（新設）

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六條 国土交通大臣は、法第二十七條第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七條の八第一項又は第四十八條の十七第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 指定市以外の市町村は、法第二十七條第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七條の八第一項若しくは第四十八條の十七第一項の規定による協定を締結し、法第二十八條の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八條の二十第一項の規定による指定若しくは法第四十八條の二十二第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路管

管理者の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならぬ。

一〇四 (略)

五 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定により協定を締結すること。

六 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

七 (略)

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならぬ。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十六号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十号(法第四十八条の二十三第一項の規定に係る部分に限る。)、第十一号(法第四十八条の二十五第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号並びに前項第二号から第七号までに掲げる権限

二〇四 (略)

五・六 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期

管理者の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならぬ。

一〇四 (略)

五 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結すること。

六 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

七 (略)

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならぬ。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十五号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十号(法第四十八条の二十三第一項の規定に係る部分に限る。)、第十一号(法第四十八条の二十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第十八号、第二十号から第二十三号まで及び第二十七号並びに前項第二号から第七号までに掲げる権限

二〇四 (略)

五・六 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した占用の期

間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2
2 4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、同意をし、又は協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2
2 3 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2
2 4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、同意をし、又は協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2
2 3 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することとができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができるとする期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

（違法放置等物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用）

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十八号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 (略)

（他の都道府県に分担させる負担金に関する基準）

第二十条 国土交通大臣は、法第五十条第六項の規定により他の都道府県に負担金の一部を分担させる場合においては、国道の新設又は改築によつて当該他の都道府県の受ける利益の程度並びに当該国道の所在する都道府県及び当該他の都道府県の受ける利益の割合を考慮して国土交通大臣が定める額を分担させるものとする。

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することとができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができるとする期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

（違法放置等物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用）

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十七号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 (略)

（他の都道府県に分担させる負担金に関する基準）

第二十条 国土交通大臣は、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に負担金の一部を分担させる場合においては、国道の新設又は改築によつて当該他の都道府県の受ける利益の程度並びに当該国道の所在する都道府県及び当該他の都道府県の受ける利益の割合を考慮して国土交通大臣が定める額を分担させるものとする。

(都道府県等負担額)

第二十一条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧(以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。)を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設等に要する費用の額(法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十九条の規定による負担金(以下この章において「収入金」という。))があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「国道新設等負担基本額」という。)に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額(収入金(指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この項において同じ。))があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、同条第六項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「国道新設等都道府県負担額」という。)とする。

2| 国土交通大臣が指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持又は工事に要する費用の額に相当する額(第二十三条第三項及び第七項において「指定区間外国道維持等都道府県負担額」という。)とする。

3| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持又は工事に要する費用の額に相当する額(第二十三条第四項及び第七項において「都道府県道等維持等都道府県等負担額」という。)とする。

4| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額から当該費用の額(収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第五項及び第七項において「施設等改築負担基本額」という。)に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額(第二十三条第五項及び第七項において「施設等改築都道府県等負担額」という。)とする。

5| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作

(都道府県等負担額)

第二十一条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧(以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。)を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設等に要する費用の額(法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十九条の規定による負担金(以下この章において「収入金」という。))があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「国道新設等負担基本額」という。)に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額(収入金(指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この項において同じ。))があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、法第五十条第四項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「国道新設等都道府県負担額」という。)とする。

(新設)

(新設)

2| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額から当該費用の額(収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築負担基本額」という。)に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額(第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築都道府県等負担額」という。)とする。

3| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作

物の修繕に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第六項及び第七項において「施設等修繕都道府県等負担額」という。）とする。

（国道新設等負担基本額等の通知）
第二十三条（略）

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第六項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該指定区間外の国道を管理する都道府県に対して、指定区間外国道維持等都道府県負担額を通知しなければならない。

4 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等維持等都道府県等負担額を通知しなければならない。

5・6（略）

7 国土交通大臣は、前各項の規定により通知した国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築等負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知しなければならない。

8 第一項、第二項及び前項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国道新設等都道府県負担額」とあるのは「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築等負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と読み替えるものとする。

（国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用）

物の修繕に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第五項において「施設等修繕都道府県等負担額」という。）とする。

（国道新設等負担基本額等の通知）
第二十三条（略）

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

（新設）

（新設）

3・4（略）

5 国土交通大臣は、前各項の規定により通知した国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築等負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知しなければならない。

6 第一項、第二項及び前項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国道新設等都道府県負担額」とあるのは「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築等負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と読み替えるものとする。

（国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用）

第二十六条 第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第一項から第三項まで、第七項及び第八項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十条及び第二十三条第一項中「当該国道の所在する都道府県」とあるのはそれぞれ「当該国道の所在する指定市」又は「指定市以外の市で当該国道の所在するもの」と、第二十一条第一項及び第二項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と、同項並びに第二十三条第一項、第二項、第七項及び第八項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指定市以外市負担額」と、第二十一条第二項及び第二十三条第三項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「指定区間外国道維持等指定市以外市負担額」と、第二十一条第二項及び第二十三条第三項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第七項及び第八項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「又は指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道維持等指定市以外市負担額」と、同項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と読み替えるものとする。

2 第二十一条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第七項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第六項までの規定中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外の市又は」と、第二十一条第三項

第二十六条 第二十条、第二十一条第一項、第二十二条並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十条及び第二十三条第一項中「当該国道の所在する都道府県」とあるのはそれぞれ「当該国道の所在する指定市」又は「指定市以外の市で当該国道の所在するもの」と、第二十一条第一項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と、同項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市の市が法」と、同項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市の市が法」と、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指定市以外市負担額」と、第二十一条第二項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」と、第二十一条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第五項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と、同条第六項中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」とあるのは、「国道新設等国庫負担額」と読み替えるものとする。

2 第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項から第五項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項及び第四項中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外の市又は」と、第二十一条第二項並びに第二十三

及び第二十三条第四項中「都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第五項及び第七項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市等負担額」又は「施設等改築指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第五項並びに第二十三条第六項及び第七項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十八号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

(指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準)

第三十五条の三 法第四十四条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊その他の道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。
- 二 前号の規定による沿道区域の指定は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

(損失補償の裁決申請手続)

第三十五条の四 法第四十四条第七項(法第六十九条第二項、第七十条第二項、第七十五条第六項並びに第九十一条第二項及び第四項

条第三項及び第五項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市等負担額」又は「施設等改築指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第三項並びに第二十三条第四項及び第五項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額」とあるのは「施設等改築負担基本額」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十七号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

(新設)

(新設)

において準用する場合を含む。）又は第七十条第四項の規定により
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の
規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様
式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提
出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名及び住所
- 二 相手方の氏名及び住所
- 三 損失の事実
- 四 損失の補償の見積り及びその内訳
- 五 協議の経過

第三十五条の五（略）

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）
第三十五条の六 法第四十八条の二十第一項の政令で定める工作物又
は施設は、次に掲げるものとする。
一 六（略）

（削る）

第三十六条・第三十七条（略）

第三十八条（略）

（法定受託事務から除かれる事務）
第三十九条 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、第二

第三十五条の三（略）

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）
第三十五条の四 法第四十八条の十七第一項の政令で定める工作物又
は施設は、次に掲げるものとする。
一 六（略）

（損失補償の裁決申請手続）

第三十六条 法第六十九条第三項又は第七十条第四項の規定により、
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定に
よる裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従
い、左の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提
出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名及び住所
- 二 相手方の氏名及び住所
- 三 損失の事実
- 四 損失の補償の見積り及びその内容
- 五 協議の経過

第三十七条・第三十八条（略）

第三十八条の二（略）

（法定受託事務から除かれる事務）
第三十八条の三 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、

- 条の二第一項第五号及び第十五号に掲げるものとする。
- 2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十六号に掲げるものとする。

(事務の区分)

第四十条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）
- 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

(権限の委任)

第四十一条 (略)

- 2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一 (略)

- 二 法第四十七条の三第一項の規定により限度超過車両の通行を誘導すべき道路を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

- 三 法第四十八条の十七第一項の規定により重要物流道路を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協

- 第一条の二第一項第五号及び第十三号に掲げるものとする。
- 2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十五号に掲げるものとする。

(事務の区分)

第三十八条の四 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第四項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）
- 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）

(権限の委任)

第三十九条 (略)

- 2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一 (略)

- 二 法第四十七条の三第一項の規定により限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定をし、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

四 法第四十八条の十九第一項第一号の規定により重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路を指定すること。

五 法第五十条第六項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第七項の規定により意見を聴くこと。

六 九 (略)

十 第二十三条第一項から第七項まで（これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額（指定区間外国道維持等指定市負担額及び指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含む。）、都道府県道等維持等都道府県等負担額（都道府県道等維持等指定市等負担額及び都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額を含む。）、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。

十一 十四 (略)

3 十五 第三十六条第一項の規定により手数料の額を定めること。
(略)

三 法第五十条第四項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。

四 七 (略)

八 第二十三条第一項から第五項まで（これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。

九 十二 (略)

3 十三 第三十七条第一項の規定により手数料の額を定めること。
(略)

○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
<p>（手数料及び延滞金） 第十四条 法第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。</p> <p>2、4（略）</p> <p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合には「道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合には「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。</p>				<p>（手数料及び延滞金） 第十四条 法第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。</p> <p>2、4（略）</p> <p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合には「道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合には「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。</p>			
（略）	読み替える規定	読み替えられる字句	（略）	（略）	読み替える規定	読み替えられる字句	（略）
（略）	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句	<p>機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合</p>	（略）	（略）	次に掲げる場合の区分に応じ読み替える字句	<p>地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合</p>	（略）

<p>第三十二條第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項から第七項まで、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十</p>	<p>第三十二條第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項から第七項まで、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十</p>
	<p>道路管理者</p>
	<p>機構</p>
	<p>地方道路公社</p>
<p>第三十二條第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十八條の八第二項、第四十八條の九</p>	<p>第三十二條第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十八條の八第二項、第四十八條の九</p>
	<p>道路管理者</p>
	<p>機構</p>
	<p>地方道路公社</p>

<p>八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十七、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第二項及び第二項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項</p>	(略)	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者又は道路整備特別措置法第八十一条第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項</p>	(略)	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者又は道路整備特別措置法第八十一条第二十六号若しくは第十六条第一項第二十二号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

		第四十七條の二 第三項		
	(略)	道路管理者が	同項	
第七十一條第四 項	(略)	道路管理者又 は道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十七号若しく は第十七條第 一項第二十三 号の規定によ り道路管理者 に代わつてこ れらの権限を 行う者が	前項	基づく処分 道路整備特別 措置法第八條 第一項第十三 号、第十四号 、第二十一号 、第二十三号 、第二十六号 、第二十九号 若しくは第三 十一号若しく は第十七條第 一項第七号、 第九号、第十 七号、第十九 号、第二十二 号、第二十五 号若しくは第
	(略)	道路管理者又 は道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十七号若しく は第十七條第 一項第二十三 号の規定によ り道路管理者 に代わつてこ れらの権限を 行う者が	前項	基づく処分 道路整備特別 措置法第八條 第一項第十三 号、第十四号 、第二十一号 、第二十三号 、第二十六号 、第二十九号 若しくは第三 十一号若しく は第十七條第 一項第七号、 第九号、第十 七号、第十九 号、第二十二 号、第二十五 号若しくは第

		第四十七條の二 第三項		
	(略)	道路管理者が	同項	
第七十一條第四 項	(略)	道路管理者又 は道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十六号若しく は第十七條第 一項第二十二 号の規定によ り道路管理者 に代わつてこ れらの権限を 行う者が	前項	基づく処分 道路整備特別 措置法第八條 第一項第十三 号、第十四号 、第二十号、 第二十二号、 第二十五号、 第二十八号若 しくは第三十 号若しくは第 十七條第一項 第七号、第九 号、第十六号 、第十八号、 第二十一号、 第二十四号若 しくは第二十
	(略)	道路管理者又 は道路整備特 別措置法第八 条第一項第二 十六号若しく は第十七條第 一項第二十二 号の規定によ り道路管理者 に代わつてこ れらの権限を 行う者が	前項	基づく処分 道路整備特別 措置法第八條 第一項第十三 号、第十四号 、第二十号、 第二十二号、 第二十五号、 第二十八号若 しくは第三十 号若しくは第 十七條第一項 第七号、第九 号、第十六号 、第十八号、 第二十一号、 第二十四号若 しくは第二十

第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條	(略)	読み替える規定	道路管理者	読み替えられる字句	読み替える字句	第二十七号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの 料道路管理者が行うもの	第二十七号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの 料道路管理者が行うもの
	(略)	読み替える規定					

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理については、法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條	(略)	読み替える規定	道路管理者	読み替えられる字句	読み替える字句	六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの 路管理者が行うもの	六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの 路管理者が行うもの
	(略)	読み替える規定					

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理については、法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項、第三十四
条から第三十九
条まで、第三十
九条の二第一
項及び第五項か
ら第七項まで、
第三十九条の三
第一項及び第三
項、第三十九条
の四、第三十九
条の五、第三十
九条の六第一項
から第三項まで
、第三十九条の
七第二項及び第
四項、第三十九
条の九、第四十
条第二項、第四
十一条、第四十
二条第一項、第
四十三条の二、
第四十四条第一
項、第二項及び
第四項から第七
項まで、第四十
四条の二第一項
から第五項まで
及び第八項、第
四十五条第一項
、第四十六条、
第四十七条第三
項、第四十七条
の二第一項及び
第五項、第四十
七条の四、第四
十七条の五、第

第一項、第三十
四条から第三十
九条まで、第三
十九条の二第一
項及び第五項か
ら第七項まで、
第三十九条の三
第一項及び第三
項、第三十九条
の四、第三十九
条の五、第三十
九条の六第一項
から第三項まで
、第三十九条の
七第二項及び第
四項、第四十
二条第二項、第四
十一条、第四十二
条第一項、第四
十三条の二、第
四十四条第一項
、第二項及び第
四項、第四十四
条の二第一項か
ら第五項まで及
び第八項、第四
十五条第一項、
第四十六条、第
四十七条第三項
、第四十七条の
二第一項及び第
五項、第四十七
条の四、第四十
七条の五、第四
十七条の七第二
項、第四十七

四十七條の七第
二項、第四十七
條の八、第四十
七條の十一第一
項及び第三項、
第四十八條第二
項及び第四項、
第四十八條の二
、第四十八條の
三、第四十八條
の五第三項、第
四十八條の七、
第四十八條の八
第二項、第四十
八條の九、第四
十八條の十、第
四十八條の十一
第二項、第四十
八條の十二、第
四十八條の二十
四十八條の二十
第一項、第四十
八條の二十一第
一項から第三項
まで、第四十八
條の二十三から
第四十八條の二
十七まで、第五
十七條、第五十
八條第一項、第
五十九條第三項
、第六十條から
第六十二條まで
、第六十六條第
一項、第六十七
條の二、第六十
八條、第六十九

の八、第四十七
條の十一第一項
及び第三項、第
四十八條第二項
及び第四項、第
四十八條の二、
第四十八條の三
、第四十八條の
五第三項、第四
十八條の七、第
四十八條の八第
二項、第四十八
條の九、第四十
八條の十、第四
十八條の十一第
二項、第四十八
條の十二、第四
十八條の十七第
一項、第四十八
條の十八第一項
から第三項まで
、第四十八條の
二十から第四十
八條の二十四ま
で、第五十七條
、第五十八條第
一項、第五十九
條第三項、第六
十條から第六十
二條まで、第六
十六條第一項、
第六十七條の二
から第六十九條
まで、第七十條
第一項、第三項
及び第四項、第

(略)	条第一項、第七十 十条第一項、第 三項及び第四項 、第七十一条第 一項から第三項 まで及び第五項 、第七十二条第 一項及び第三項 、第七十二条の 二第一項及び第 二項、第七十三 条第一項から第 三項まで、第七 十五条第四項及 び第五項、第七 十六条、第八十 六条第二項、第 八十七条第一項 、第九十条第二 項、第九十一条 第二項及び第三 項、第九十二条 第四項、第九十 五条の二、第九 十六条第三項か ら第五項まで、 第一百三十二条 、第五号及び第 六号、第一百四 条第一号、第三 号及び第四号、第 百五条、第百六 条第一号
(略)	
(略)	

(略)	七十一条第一項 から第三項まで 及び第五項、第 七十二條第一項 及び第三項、第 七十二條の二第 一項、第七十三 条第一項から第 三項まで、第七 十五條第四項及 び第五項、第七 十六條、第八十 六條第二項、第 八十七條第一項 、第九十条第二 項、第九十一条 第二項及び第三 項、第九十二条 第四項、第九十 五条の二、第九 十六条第三項か ら第五項まで、 第一百三十二条 及び第五号、第 百四条第一号、 第三号及び第四 号、第一百五條、 第百六条第一号
(略)	
(略)	

<p>第四十八條の十七第二項</p>	<p>（略）</p>	<p>第二十四條の二道路管理者（指定区間の国道にあつては、 第一項、第三項、第三十九條第一項、第四十四條第五項及び第七項、第四十四條の二第八項、第四十八條の七第一項、第四十九條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、第六十四條第一項、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第一項から第三項まで、第八十五條第三項並びに第九十一條第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間の国道にあつては、政令）</p>
<p>道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）</p>	<p>（略）</p>	<p>有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例</p>
<p>有料道路管理者</p>	<p>（略）</p>	<p>有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>第二十四條の二道路管理者（指定区間の国道にあつては、 第一項、第三項、第三十九條第一項、第四十四條の二第八項、第四十九條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、第六十四條第一項、第六十九條第一項及び第三項、第七十條第一項、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第一項から第三項まで、第八十五條第三項並びに第九十一條第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間の国道にあつては、政令）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例</p>

(略)	(略)	(略)
第七十一条第四項	基づく処分	基づく処分
(略)	(略)	基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十号若しくは第三十一条若しくは第三十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは

(略)	(略)	(略)
第七十一条第四項	基づく処分	基づく処分
(略)	(略)	基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第三十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは

は第三十一号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五条若しくは第二十七号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	(略)	第二十三條第一項、第三十八條第一項、第四十二條第一項、第七十條第三項及び第四項、第九十一條第二項、第九十二條第四項	道路管理者	(略)	道路管理者	(略)	第二十三條第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第
第二欄	(略)		道路管理者	(略)	道路管理者	(略)	
第三欄	(略)		国土交通大臣	(略)	国土交通大臣	(略)	
第四欄	(略)		会社	(略)	会社	(略)	

第三十号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

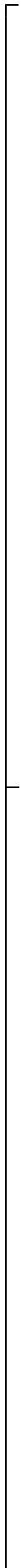
第一欄	(略)	第二十三條第一項、第三十八條第一項、第四十二條第一項、第九十一條第二項、第九十二條第四項	道路管理者	(略)	道路管理者	(略)	第三十二條第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第
第二欄	(略)		道路管理者	(略)	道路管理者	(略)	
第三欄	(略)		国土交通大臣	(略)	国土交通大臣	(略)	
第四欄	(略)		会社	(略)	会社	(略)	

第四十一条	(略)	一項、第三十九 条の六第一項か ら第三項まで、 第三十九條の七 第二項、第三十 九條の九、第四 十條第二項、第 四十三條の二、 第四十四條第四 項及び第六項、 第四十六條、第 四十七條第三項 、第四十七條の 二第一項及び第 五項、第四十七 條の四、第四十 七條の七第一項 、第四十八條第 二項及び第四項 、第四十八條の 二十七、第六十 六條第一項、第 六十八條、第七 十一條第一項か ら第三項まで及 び第五項、第七 十二條の二第一 項及び第二項、 第九十六條第五 項
道路管理者	(略)	
国土交通大臣	(略)	
国土交通大臣、 機構及び会社	(略)	

第四十一条	(略)	一項、第三十九 条の六第一項か ら第三項まで、 第三十九條の七 第二項、第四十 條第二項、第四 十三條の二、第 四十四條第四項 、第四十六條、 第四十七條第三 項、第四十七條 の二第一項及び 第五項、第四十 七條の四、第四 十七條の七第一 項、第四十八條 第二項及び第四 項、第四十八條 の二十四、第六 十六條第一項、 第六十八條、第 七十一條第一項 から第三項まで 及び第五項、第 七十二條の二第 一項、第九十六 條第五項
道路管理者	(略)	
国土交通大臣	(略)	
国土交通大臣、 機構及び会社	(略)	

(略)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	第四十七條の二 第三項	(略)	第四十四條第五 項及び第七項、 第六十九條第一 項、第七十二條 第一項及び第三 項、第九十一條 第三項
(略)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	一の道路の道 路管理者	(略)	道路管理者
(略)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	国土交通大臣	(略)	国
(略)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	一の道路の道路 管理者又は道路 整備特別措置法 第八條第一項第 二十七号若しく は第十七條第一 項第二十三号の 規定により道路 管理者に代わつ てこれらの権限 を行う者	(略)	機構

(略)	第七十條第三項 及び第四項	(略)	第六十九條、第 七十二條第一項 及び第三項、第 九十一條第三項	(略)	第四十七條の二 第三項	(略)	(新設)
(略)	道路管理者	(略)	道路管理者	(略)	一の道路の道 路管理者	(略)	(新設)
(略)	国	(略)	国	(略)	国土交通大臣	(略)	(新設)
(略)	会社	(略)	機構	(略)	一の道路の道路 管理者又は道路 整備特別措置法 第八條第一項第 二十六号若しく は第十七條第一 項第二十二号の 規定により道路 管理者に代わつ てこれらの権限 を行う者	(略)	(新設)



改 正 案	現 行
<p>（電線共同溝への電線の敷設工事に係る資金の貸付けの条件の基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（特定連絡道路工事施行者の要件）</p> <p>第五条 法第五条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定連絡道路に関する工事に関し、道路の構造及び交通の状況その他当該特定連絡道路及び周辺の状況に照らして適切な工事実施計画を有する者であること。</p> <p>二 前号の工事実施計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。</p> <p>三 特定連絡道路に関する工事を適確に行う能力を有する者であること。</p> <p>（特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付けの条件の基準）</p> <p>第六条 法第五条第一項の規定による国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。</p> <p>2 法第五条第一項の規定による国の貸付金に係る同項の規定による都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。</p> <p>二 貸付けを受ける特定連絡道路工事施行者は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該特定連絡道路工事施行者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定連絡道路工事施行者の事務所その他の事業所に立ち</p>	<p>（国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならぬこと。

(振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請)

第七条 法第七条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。

一～三 (略)

(振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請)

第五条 法第六条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。

一～三 (略)

改 正 案			現 行		
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する 場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、 次の表のとおりとする。</p>					
読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五	道路管理者	国土交通大臣	第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五	道路管理者	国土交通大臣

項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四條の二第一項から第五項まで、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の七第一項及び第二項、第四十七條の八第一項、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二十第一項、第四十

項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の七第一項及び第二項、第四十七條の八第一項、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の十七第一項、第四十八條の十八第一項及び第二

<p>八条の二十一第一項及び第二項、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十条第三項及び第七十四項、第七十一条第一項から第七十五項まで、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百零三条第二号、第一百五号及び第六号、第一百四条第一号、第三号及び第四号、第五百条、第六百条第一号</p>	<p>第二十四条</p>
	<p>第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項、第十九条から第二十二条の二までの二若しくは第四十八条</p>
	<p>第二十一条から第二十二条の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条</p>
<p>項、第四十八条の二十から第四十八条の二十二まで、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第七十五項まで、第七十二条の二第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百零三条第四号及び第五号、第一百四条第一号、第三号及び第四号、第五百条、第六百条第一号</p>	<p>第二十四条</p>
	<p>第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二までの二まで</p>
	<p>第二十一条から第二十二条の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条</p>

<p>第二十四条の二 第三項、第三十 九条第一項、第 四十四条第五項 及び第七項、第 四十四条の二第 八項、第五十八 条第一項、第五 十九条第三項、 第六十一条第一 項、第六十九条 第一項、第七十 二条第一項及び 第三項、第七十</p>	<p>第二十四条の二 第一項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>の十九第一項 道路管理者（指定区 間の国道にあつては、 国。第三項、第三十九 条第一項、第四十四 条第五項及び第七項、 第四十四条の二第八 項、第四十八条の七 第一項、第四十九 条第一項、第五十九 条第三項、第六十一 条第一項、第六十四 条第一項、第六十九 条第一項、第七十 条第一項、第七十二 条第一項及び第三 項、第七十三條第 一項から第三項まで、 第八十五条第三項並 びに第九十一条第三 項において同じ。）</p>	<p>国</p>	<p>国</p>
--	------------------------	--------------	---	----------	----------

<p>第二十四条の二 第三項、第三十 九条第一項、第 四十四条の二第 八項、第五十八 条第一項、第五 十九条第三項、 第六十一条第一 項、第六十九条 第一項、第七十 二条第一項、第 七十三條第一</p>	<p>第二十四条の二 第一項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者（指定区 間の国道にあつては、 国。第三項、第三十九 条第一項、第四十四 条の二第八項、第四 十九條、第五十八條 第一項、第五十九 條第三項、第六十 一条第一項、第六 十四條第一項、第 六十九條第一項及 び第三項、第七十 二條第一項及び第 七十三條第一項並 びに第九十一条第三 項において同じ。）</p>	<p>国</p>	<p>国</p>
---	------------------------	--------------	--	----------	----------

第三十九條の二第一項、第三十九條の四第四項、第四十七條の八第二項、第四十八條の二十一第三項	(略)	道路管理者は	(略)	国土交通大臣は	第三項まで、第九十一條第三項
第四十七條の八第二項、第四十八條の二十一第三項	(略)	道路管理者の	(略)	関係地方整備局又は北海道開発局の	
第四十八條の二十六	(略)	国土交通大臣又は道路管理者	(略)	国土交通大臣	
第一百五條	(略)	、第四十八條第四項、第四十八條の十二若しくは第四十八條の十六	(略)	若しくは第四十八條第四項	

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)
第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定を適用する場合には、次の表のとおりとする。

第三十九條の二第一項、第三十九條の四第四項、第四十七條の八第二項、第四十八條の十八第三項	(略)	道路管理者は	(略)	国土交通大臣は	項から第三項まで、第九十一條第三項
第四十七條の八第二項、第四十八條の十八第三項	(略)	道路管理者の	(略)	関係地方整備局又は北海道開発局の	
第四十八條の十三	(略)	国土交通大臣又は道路管理者	(略)	国土交通大臣	
第一百三條	(略)	、第四十八條第四項、第四十八條の十二若しくは第四十八條の十六	(略)	若しくは第四十八條第四項	

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)
第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定を適用する場合には、次の表のとおりとする。

第三十七条	(略)	第三号 第三十五条の三第 の二第一項、第 三十五号 第一項から第三項 まで、第十九条 の二第一項、第 三十五号の三第 一	読み替える道路 法施行令の規定
国道又は都道府県道を 構成していた不用物件 については四月とし、 市町村道を構成してい た不用物件については 二月	(略)	指定区間内の国道	読み替えられる字句
四月	(略)	高速自動車国道	読み替える字句

第三十八条	(略)	第三号 第三十五条の三第 の二第一項、第 三十五号 第一項から第三項 まで、第十九条 の二第一項、第 三十五号の三第 一	読み替える道路 法施行令の規定
国道又は都道府県道を 構成していた不用物件 については四月とし、 市町村道を構成してい た不用物件については 二月	(略)	指定区間内の国道	読み替えられる字句
四月	(略)	高速自動車国道	読み替える字句

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜二十四（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の二十二及び第九十一条第一項</p> <p>二十六〜三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〜二十四（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の十九及び第九十一条第一項</p> <p>二十六〜三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案

現

行

（設計車両）

（設計車両）

第四条 道路の設計に当たつては、第一種、第二種、第三種第一級若しくは第四種第一級の普通道路又は重要物流道路（法第四十八条の十七第一項の規定により指定された重要物流道路をいう。以下同じ。）である普通道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結車（自動車と前車軸を有しない被牽引車との結合体であつて、被牽引車の一部が自動車に載せられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相当部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。）が、その他の普通道路にあつては小型自動車及び普通自動車（が、その他の普通道路にあつては小型自動車及び普通自動車）が、小型道路にあつては小型自動車等が安全かつ円滑に通行することができるようとするものとする。

第四条 道路の設計にあつては、第一種、第二種、第三種第一級又は第四種第一級の普通道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結車（自動車と前車軸を有しない被牽引車との結合体であつて、被牽引車の一部が自動車にのせられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相当部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。）が、その他の普通道路にあつては小型自動車及び普通自動車（が、その他の普通道路にあつては小型自動車及び普通自動車）が、小型道路にあつては小型自動車等が安全かつ円滑に通行することができるようとするものとする。

2 道路の設計の基礎とする自動車（以下「設計車両」という。）の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。

2 道路の設計の基礎とする自動車（以下「設計車両」という。）の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。

設計 車両	諸元（単位メートル）		長さ	幅	高さ	前 端	軸 距	後 端	最 小 回 転 半 径
	（メートル）	（メートル）							
設計 車両	諸元（単位メートル）	（メートル）	長さ	幅	高さ	前 端	軸 距	後 端	最 小 回 転 半 径
小型自動車	四・七	二	四・七	一・七	二	〇・八	二・七	一・二	六
小型自動車等	六	二	六	二	二・八	一	三・七	一・三	七
普通自動車	二・一	二	二・一	二・五	三・八	一・五	六・五	四	二
セミトレーラ 連結車	一・五	二	一・五	二・五	三・八	一	四	二	二

設計 車両	諸元（単位メートル）		長さ	幅	高さ	前 端	軸 距	後 端	最 小 回 転 半 径
	（メートル）	（メートル）							
設計 車両	諸元（単位メートル）	（メートル）	長さ	幅	高さ	前 端	軸 距	後 端	最 小 回 転 半 径
小型自動車	四・七	二	四・七	一・七	二	〇・八	二・七	一・二	六
小型自動車等	六	二	六	二	二・八	一	三・七	一・三	七
普通自動車	二・一	二	二・一	二・五	三・八	一・五	六・五	四	二
セミトレーラ 連結車	一・五	二	一・五	二・五	三・八	一	四	二	二

歩道又は自転車	歩道又は自転車	(一)	車道に接続して路肩を設ける道路の車道(三)に示す部分を除く。
		(二)	車道に接続して路肩を設けない道路の車道(三)に示す部分を除く。
		(三)	車道のうち分離帯又は交通島に係る部分

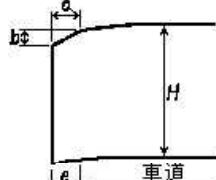

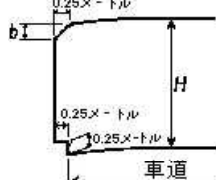
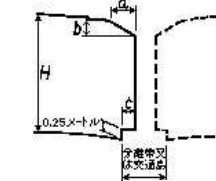
(建築限界)
第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二図に示すところによるものとする。
第一図

<p>この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 前端オーバーハング 車体の前面から前輪の車軸の中心までの距離をいう。</p> <p>二 軸距 前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの距離をいう。</p> <p>三 後端オーバーハング 後輪の車軸の中心から車体の後面までの距離をいう。</p>	重要	
	物流	
	道路	九 後軸距
	である	
	普通	

歩道又は自転車	歩道又は自転車	(一)	車道に接続して路肩を設ける道路の車道(三)に示す部分を除く。
		(二)	車道に接続して路肩を設けない道路の車道(三)に示す部分を除く。
		(三)	車道のうち分離帯又は交通島に係る部分

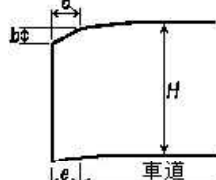

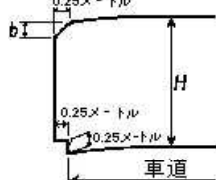
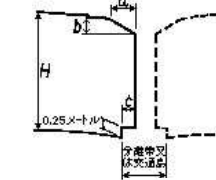
(建築限界)
第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二図に示すところによるものとする。
第一図

<p>この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 前端オーバーハング 車体の前面から前輪の車軸の中心までの距離をいう。</p> <p>二 軸距 前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの距離をいう。</p> <p>三 後端オーバーハング 後輪の車軸の中心から車体の後面までの距離をいう。</p>	九 後軸距	

車道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路以外の道路の車道	
車道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道	
)	
)	

この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

- H** 重要物流道路である普通道路にあつては四・八メートル、その他の普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。ただし、第三種第五級の普通道路(重要物流道路である普通道路を除く。)にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル(大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が迂回することができる道路があるときは、三メートル)まで縮小することができる。
- a** 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員(路上施設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値とし、当該値が一メートルを超える場合においては一メートルとする。)、小型道路にあつては〇・五メートル
- b** 重要物流道路である普通道路にあつてはH(四・一メートル未満の場合においては、四・一メートルとする。)から四・一メートルを減じた値、その他の普通道路にあつてはH(三・八メートル未満の場合においては、三・八メートルとする。)から三・八メートルを減じた値、小型道路にあつては

車道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道	
車道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道	
)	
)	

この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

- H** 普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。ただし、第三種第五級の普通道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル(大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が迂回することができる道路があるときは、三メートル)まで縮小することができる。
- a** 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員(路上施設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値とし、当該値が一メートルを超える場合においては一メートルとする。)、小型道路にあつては〇・五メートル
- b** 普通道路にあつてはH(三・八メートル未満の場合においては、三・八メートルとする。)から三・八メートルを減じた値、小型道路にあつては〇・二メートル

○・二メートル
 c及びd 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ、それぞれ次の表のcの欄及びdの欄に掲げる値、交通島に係るものにあつては、cは○・二五メートル、dは○・五メートル

e 車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値）

区分	第一種		第二種				第三種		第四種	
	第一級		第二級		第三級及び第四級		普通道路		小型道路	
	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路
c (単位メートル)	○・五		○・二五		○・二五		○・二五		○・二五	
d (単位メートル)	一		○・五		○・七五		○・七五		○・五	

第二図 (略)

c及びd 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ、それぞれ次の表のcの欄及びdの欄に掲げる値、交通島に係るものにあつては、cは○・二五メートル、dは○・五メートル

e 車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値）

区分	第一種		第二種				第三種		第四種	
	第一級		第二級		第三級及び第四級		普通道路		小型道路	
	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路
c (単位メートル)	○・五		○・二五		○・二五		○・二五		○・二五	
d (単位メートル)	一		○・五		○・七五		○・七五		○・五	

第二図 (略)

改 正 案	現 行
<p>（貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入の範囲） 第三条 法第十七条第一項の政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。</p> <p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）<u>第八条第一項第二十四号の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金</u></p> <p>二 九（略）</p>	<p>（貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入の範囲） 第三条 法第十七条第一項の政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。</p> <p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）<u>第八条第一項第二十三号の規定により道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金</u></p> <p>二 九（略）</p>

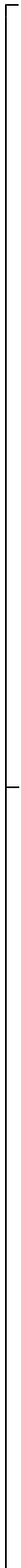
○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの） 第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）<u>第六条</u>第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの） 第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）<u>第五条</u>第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）</p> <p>三〇五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第六条（略）</p> <p>2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第三十九号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号若しくは第三十一号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通</p>	<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第六条（略）</p> <p>2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第三十八号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号若しくは第三十号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通</p>

改 正 案		現 行	
<p>政 令</p> <p>（略）</p>	<p>事 務</p>	<p>政 令</p> <p>（略）</p>	<p>事 務</p>
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
<p>（略）</p>		<p>（略）</p>	
<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）</p> <p>二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）</p>		<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第四項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）</p> <p>二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）</p>	



○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第三十一号、第三十四号及び第三十五号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第三項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第三十号、第三十三号及び第三十四号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第三項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（基幹道路の指定等） 第五条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等） 第五条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、又は第三十一号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第一条（略） 2（略） 3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工 事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うこと ができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号 及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日 後においても行うことができる。</p> <p>4 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者 に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（ いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲 げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路 管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者 に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第 十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第 一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規 定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、 第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規 定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。） 又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を 当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第一条（略） 2（略） 3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工 事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うこと ができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九 号及び第三十号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日 後においても行うことができる。</p> <p>4 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者 に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（ いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲 げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路 管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者 に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第 十一号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第 一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規 定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、 第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定 による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又 は第三十一号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当 該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（基幹的な市町村道等の指定等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹的な市町村道等の指定等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、又は第三十一号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（基幹道路の指定等） 第七条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等） 第七条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、又は第三十一号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六十六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六十六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5・6（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第二十条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十九号、第二十号（道路法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十五号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十九号又は第二十号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四條第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第二十条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十八号、第十九号（同法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十四号（同法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（同法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十三号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十八号又は第十九号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四條第一項第二十九号及び第三十号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第八号までに係る部分、同項第十一号に規定する入札占用指針の策定に係る部分及び同項第二十五号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）<u>、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）</u>、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 機構は、<u>第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十三号及び第二十四号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第三十二号に係る部分に限る。）</u>、<u>第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）</u>、<u>第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限又は第二項の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>4 機構は、<u>第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十三号及び第二十四号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第三十二号に係る部分に限る。）</u>、<u>第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）</u>、<u>第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限又は第二項の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、<u>法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第八号までに係る部分、同項第十一号に規定する入札占用指針の策定に係る部分及び同項第二十四号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）<u>、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）</u>、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>3 機構は、<u>第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十二号及び第二十三号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）</u>に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、<u>第二項の権限又は第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十二号及び第二十三号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第三十一号に係る部分に限る。）</u>、<u>第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）</u>、<u>第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、<u>法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十九号及び第三十号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る</p>

二
四 (略) 部分に限る。) に掲げる権限

二
四 (略) 部分に限る。) に掲げる権限

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第十二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、<u>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</u> <u>第四条第一項第四号、第十九号、第二十号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）</u>、<u>第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）</u>に掲げるもののうち、<u>市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。</u>この場合において、<u>当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</u></p> <p>2 市町村は、<u>法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令<u>第四条第一項第十九号又は第二十号</u>に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、<u>法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。</u>ただし、<u>道路法施行令<u>第四条第一項第三十号及び第三十一号</u>に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。</u></p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、<u>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</u> <u>第四条第一項第四号、第十八号、第十九号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）</u>、<u>第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）</u>に掲げるもののうち、<u>市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。</u>この場合において、<u>当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</u></p> <p>2 市町村は、<u>法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令<u>第四条第一項第十八号又は第十九号</u>に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、<u>法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。</u>ただし、<u>道路法施行令<u>第四条第一項第二十九号及び第三十号</u>に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。</u></p>

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことが出来るものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十号及び第三十一号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十一条第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十一条第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことが出来るものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第二十九号及び第三十号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十一条第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四十一条第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号若しくは第三十一号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占有指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十九号若しくは第三十号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第二十二号又は第二十三号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占有指針の策定に係る部分に限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>